

抽 選 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合
理事長 佐保田 卯三郎 殿

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理事業に係る保留地の抽選に参加したいので、下記
のとおり申し込みます。

記

街区番号	街区
画地番号	画地
地積	平方メートル
土地利用の目的	

受付年月日	抽選番号	抽選結果	備 考
※	※	※	※

※印の欄は、記入しないで下さい

(裏面参照)

抽 選 参 加 注 意 事 項

1 主な条件

- (1) 申し込みは、一人(一社)1画地とする。(同一世帯を構成している者は一人とみなします。)
- (2) 保留地売買契約締結の日から起算して90日以内に代金を全額払い込みができる者

2 違反申し込み等に対する処置

次のようなときは、申し込みを無効とします。

したがって、万一誤って受け付けされた場合、当選してもその当選は無効となります。

- (1) 虚偽の申し立てをしたとき。
- (2) 1人2画地以上の申し込みをしたとき。

3 添付書類

- (1) 身分証明書
(破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないことを証明する書類で、市町村長又はその他官公署の長が発行するもの。)
- (2) 住民票(世帯全員・続柄を掲載してあるもの。)
- (3) 登記簿謄本及び納税証明書(法人の場合。)

4 その他

- (1) 郵送による申し込みは、書留(簡易書留郵便)としてください。また令和元年12月12日必着までを受け付けます。郵送で申し込みされた場合は、お手数ですが組合事務所まで連絡をお願いいたします。
電 話 042-557-6005
担 当 内田・河地・小林
- (3) 共有名義で所有される予定の方は、連名で申し込みをしてください。(添付書類もそれぞれ必要になります。)

抽 選 参 加 心 得 書

- 第1条 抽選参加者は、この心得書および瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合保留地処分規程を守らなければならない。
- 第2条 抽選参加申込書の文字は明確に記し、誤記又は脱字を訂正又は加除したときは、その箇所に証印すること。
- 第3条 抽選の参加申し込みは、一人（一人（一社）1画地とする。（同一世帯を構成している者は一人とみなす。）なお、代理人による場合は、委任状を提出しなければならない。
- 第4条 抽選は、公開で行うものとする。ただし、理事は秩序の維持に支障があると認められるときは、抽選参加者に退場を求めることができる。
- 第5条 理事は、監事立会いの下に抽選を行い、当選者を決定する。1画地について、当選者1名、補欠者2名を決める。
- 第6条 当選者された方には売却決定通知書を交付するので、指定した日までに売却価額の100分の5以上（千円未満切り上げ）を契約保証金として納入し、保留地売買契約書により契約をしなければならない。
- 第7条 契約者は、契約締結の日から起算して90日以内に残金を完納しなければならない。
- 第8条 契約者が売買代金を完納したときに、当該保留地を引き渡しとなります。ただし、保留地売買契約に特別の定めをしたときはこの限りでない。
- 第9条 土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了するまでは、特別な場合を除き、第三者に譲渡することができない。
- 第10条 換地処分に伴う登記の完了後に組合で所有権移転の登記を行うが、登記に要する費用は買受人の負担とする。
- 第11条 次の各号に該当する者の抽選は無効とする。
- (1) 抽選に関して不正な行為を行った者。
 - (2) 関係する規則等に違反した者。
 - (3) 理事会において有効とすることが適当でないと決定した者。
- 第12条 抽選にあたり、この心得書各条の解釈及び明記のない事項については、本組合の保留地処分規程に基づき指示する。